

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月24日
【会社名】	ネットワンシステムズ株式会社
【英訳名】	Net One Systems Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 竹下 隆史
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 石橋 和明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー
【縦覧に供する場所】	ネットワンシステムズ株式会社関西支社 (大阪市淀川区宮原三丁目5番36号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 社長執行役員竹下隆史及び最高財務責任者石橋和明は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対し責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。これは、適切な統制が全社的に機能しているかどうかについて、まず心証を得た上で、それに基づき、財務報告に係る重大な虚偽記載につながるリスクに着眼して業務プロセスに係る内部統制を評価していくという、トップダウン型のリスク重視のアプローチを採用したものであります。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算し、連結売上高の概ね9割に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売上原価、売掛金、たな卸資産及び買掛金を対象とし、これらの事業拠点及び勘定科目に係る主要業務プロセスを評価対象としました。更に、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案の上、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、前事業年度末日時点において、商流取引に関するルールの形骸化等、受発注から検収に至る業務プロセスに係る内部統制が不正リスクを考慮して運用することができていなかったこと、並びに、業務プロセスに係る内部統制の運用状況に影響を及ぼす全社的な内部統制についても、リスク管理の推進態勢や経営者・管理者によるコンプライアンス活動等が不十分であったことは、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。当該開示すべき重要な不備を是正するため、当事業年度において以下の是正措置を整備し、概ね運用を開始しました。

- ア 商流取引に関する架空取引リスクを排除するための営業取引の基本方針の見直し
- イ リスク管理体制の強化
 - （ア）CRO（Chief Risk Officer）の役割及びリスク管理の責任部門の明確化
 - （イ）部門ごとの重要リスクの識別・評価
 - （ウ）内部監査の強化

ウ 業務プロセスに係る内部統制の強化

- (ア) 営業部門の権限の見直し
 - (イ) 購買部門の独立及び購買プロセスに係る内部統制の見直し
 - (ウ) 人事ローテーションの実施による業務の属人化の防止
- エ コンプライアンス活動の見直し
- (ア) 内部通報制度の運用見直し
 - (イ) コンプライアンス教育を通じた経営層や幹部職を含む全社員のコンプライアンス意識の強化
 - (ウ) 従業員相互の信頼感を醸成し協調性を重視する企業風土の形成

しかしながら、当事業年度においても、外部機関から従業員不正の指摘があり、有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出することになりました。本不正行為の背景として、短期的な業績向上に注力するために個人の成果主義に依拠した経営体制であったことを背景とした企業風土、一連の過去の不正取引において内部からの積極的な発見を推奨する体制が不十分であったこと、経営陣が現場の状況を十分に把握できていなかったことなどがあると認識しており、前事業年度に識別した全社的な内部統制の不備が十分に是正されていないものと判断しました。また、受発注から検収に至る業務プロセスに係る内部統制についても、情報サービス産業における会計環境の特質を考慮して内部統制を構築・運用することに課題が残っており、前事業年度に識別した業務プロセスに係る内部統制の不備の一部が是正されていないものと判断しました。

事業年度の末日までに是正されなかった理由は、是正措置の運用開始が当下半年期からとなったこと、2021年3月に外部調査委員会からガバナンス・企業文化に関する提言を受領したことなどから当該事業年度末日まで時間がなく、また、ITに係る業務処理統制の導入が翌事業年度からとなったためであります。

一方、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、当社としても前事業年度の再発防止策に加えて2021年3月に下記の追加の再発防止策を宣言しております。翌事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

- (1) ガバナンスの改革と推進
- (2) リスク管理体制の強化
- (3) 業務執行(第1ライン・第2ライン)に係る体制及び社内体制の強化
- (4) 内部監査体制の抜本的な見直し
- (5) 従業員の声を集める仕組み
- (6) 組織文化の改革・形成
- (7) 会計リテラシー教育及び過去の不祥事からの学び・啓蒙
- (8) モニタリング体制の継続

なお、当事業年度末日時点において開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、社内調査によって特定され、全て財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。